

令和2年4月30日

各務原市内の介護保険サービス事業所及び有料老人ホーム等の長 各位

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

各務原市介護保険課の山村と申します。

標記の件について、厚生労働省及び岐阜県より情報提供がありました。

別紙のとおり通知しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

内容については以下のとおりです。

・介護保険最新情報 Vol.824

介護サービス事業所によるサービス継続について

(R2.4.17付通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設(介護サービス事業所等)の適切な感染防止対策の協力要請について」(高第82号 岐阜県)の再周知)

・厚生労働省事務連絡

「社会福祉施設における衛生管理について」等に関するQ&Aについて

なお、入管法に基づく入国拒否地域について、4月29日付で追加されておりますので、ご確認ください。

(法務省ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

※参考※

『新型コロナウイルスに関連する介護サービス事業所向け情報』

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/17894/17914/034279.html>

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 山村 彩乃

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

TEL 058-383-1111 (内線:2544)

FAX 058-383-6365

E-mail yamamura-ayano@city.kakamigahara.lg.jp
